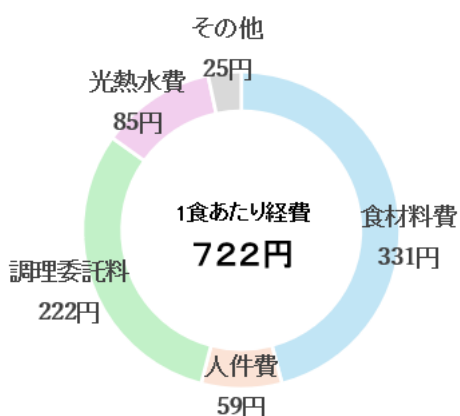


学校給食費ってなに？

学校給食を作るためには、食材料費、光熱水費、人件費、設備費などいろいろな経費が掛かります。学校給食法第11条では、学校給食を作るための経費の負担者について、食材料費は保護者が負担、その他の経費を市が負担するように定めています。保護者の皆様に負担していただく学校給食費(令和6年度より無償化)は、学校給食で使用する食材料費になります。

学校給食に係る経費(1食あたり) ※令和5年度決算より算出



学校給食の提供には食材料費(学校給食費)の他に 391 円の経費を市で負担して提供しています。

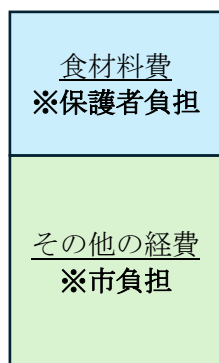
この他にも各学校の給食室で使用している設備は1台あたり数百万円するものを含めて市が設置し、維持管理しています。

学校給食費の無償化ってなに？～無償化したら給食の質は変わるの？～

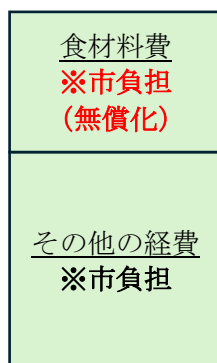
令和6年度から開始した学校給食費の無償化は、これまで保護者負担としていた学校給食費(食材料費)を保護者から徴収せず、市が負担することです。学校給食費の無償化後は、これまで保護者が負担していた食材料費と同じ金額を市が負担しています。

そのため、学校給食費の無償化後も給食にかかる経費は変わらないため、給食の質は維持されます。

学校給食費の無償化前



学校給食費の無償化後



※学校給食費(=食材料費)の無償化実施後も、給食に係る経費の総額は変わりません。

なお、近年の物価高騰に対応するため、令和7年度より学校給食費(食材料費)の改定(増額)を実施しています。